

栗山町個別排水処理施設条例（案）に関する意見募集の結果公表

栗山町個別排水処理施設条例（案）に対して、町民の皆様からご意見の募集を行いました
たが、以下のとおり条例（案）に関するご意見はありませんでしたので、公表いたします。

【意見募集結果】

案件名	栗山町個別排水処理施設条例（案）		
募集期間	平成28年11月25日（金）から 平成28年12月 5日（月）まで		
意見の件数	0件（0人）		
意見の取扱	A	意見を受けて案を修正したもの	一件
	B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	一件
	C	案を修正していないが、今後の施策等の参考とするもの	一件
	D	案に取り入れなかったもの	一件
	E	案の内容についての質問等	1件
意見の提出方法	持参		1件
	郵送		一件
	ファクシミリ		一件
	電子メール		一件

【案の内容についての質問等】

No.	質問の要旨	回答
1	個別排水処理施設は、活性汚泥法によるものとするが、冬期間における凍結や浄化能力の低下について	現在、本町で設置されている合併処理浄化槽（国土交通大臣認定型）は、生物膜法（「接触ろ床方式」）が主流となっています。この浄化槽は、嫌気ろ床を採用していることから活性汚泥を利用しておりません。（活性汚泥法は、規模の大きな処理施設が主となっています。） なお、埋設深度（1 m以下）を確保し、冬期間の凍結はありません。
	FRP材質の浄化槽が破損した場合の処分方法について	現在は事例がありませんが、撤去した合併処理浄化槽は、清掃後、産業廃棄物として処分されることとなります。
	浄化槽にはある程度の水が必要と思われるが、冬期間の凍結対策として水量の確保について	前記のとおり、凍結の心配はありません。
	冬期間における能力低下が懸念されるが、水質検査の有無と管理費について	浄化槽法により、季節に関係なく、年1回の放流水質検査と年3回以上の保守点検が義務付けられています。
	活性汚泥法では、エアレーションが必要であるが、管理方法と費用負担について	合併処理浄化槽は、性質上、ブローが必要となります。前記保守点検において、動作状況を確認しています。